

交機第 114 号
平成 30 年 2 月 20 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

「岐阜県警察交通機動隊の運用に関する解釈及び運用基準」(通達)について
岐阜県警察交通機動隊の運用については、岐阜県警察交通機動隊の運用に関する訓令(昭和 54 年岐阜県警察訓令第 10 号。以下「訓令」という。)及び岐阜県警察交通機動隊の運用に関する訓令の制定について(昭和 54 年 8 月 1 日付け交機発第 182 号。以下「旧通達」という。)に基づき実施してきたところ、このたび、交通取締用自動二輪車のサイドボックスの表示の変更を図り、訓令の一部を改正したことに伴い、新たに訓令の解釈及び運用基準について、別添「岐阜県警察交通機動隊の運用に関する訓令の解釈及び運用基準」のとおり定め、平成 30 年 3 月 1 日から適用することとしたので、誤りのないようにされたい。
なお、旧通達は廃止する。

別添

「岐阜県警察交通機動隊の運用に関する訓令の解釈及び運用基準」

第1 制定の趣旨

この訓令は、交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）が、昭和54年4月1日付けをもって交通部交通指導課から分離し、独立所属の専務隊として発足したのを契機に、機動力の特性を生かした効果的な交機隊の運用を図るため制定したものである。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 任務（第2条関係）

(1) 第1項関係

ア 交機隊の基本的な任務を明確にしたものである。

イ 「自動車検問等」とは、街頭監視活動も含み、無免許、飲酒運転その他の交通違反の指導取締り及び歩行者、自転車利用者等の指導警告を目的とする検問をいう。

ウ 「主として幹線道路」とは、一般国道、県道及び市町村道のうち交通情勢に応じて機動力による警ら活動が望まれる路線をいい、原則的には、定められた機動警ら路線をいう。

エ 「交通事故発生時の初動活動」とは、交通部交通機動隊員（以下「隊員」という。）が機動警ら中に現認し、又は認知した交通事故に関する負傷者の救護、事故現場の保存等の初期的な処理活動をいう。

(2) 第2項関係

「緊急配備」は、例示であって、この種の警察の総合力を挙げて対処する事案について、交機隊の特性を生かし活動することをいう。

2 位置及び活動区分（第3条関係）

交機隊の小隊及び分駐隊の主たる活動区域を定めたものであり、いわゆる責任守備範囲を示したものである。

3 連絡協調（第4条関係）

交通部交通機動隊長（以下「隊長」という。）は、交機隊の任務が最高度に発揮されるよう警察本部（以下「本部」という。）の部（室）長及び課（隊、所）長並びに警察署長（以下「所属長」という。）と常に緊密な連携を保つとともに、警察運営上必要な情報資料等を相互に連絡通報するなど相互協調により、交機隊の活動が総合的かつ効率的に行われるよう配慮するものとする。

4 服装（第5条関係）

隊員の交通乗車服には、記章（訓令別図1）を左上腕部の所定の位置に付けるものとする。

5 白バイの仕様（第6条関係）

隊員の機動警ら等の活動は、県の境界付近道路において他の県警察と競合して活動するという勤務の特殊性を考慮し、交通取締用自動二輪車（白バイ）のサイドボックス

スに県警察名（訓令別図2）を表示するものとする。

6 勤務制等（第7条関係）

(1) 隊員の勤務制を日勤制通常勤務及び日勤制毎日勤務(甲)とし、間隙のない機動警ら活動を行うものとする。

7 勤務時間（第8条関係）

隊員の勤務時間については、隊長が交通情勢等に応じて弾力的な運用ができるものとする。

8 機動警ら路線（第9条関係）

隊長は、交通事故の発生状況、交通の危険状況等を考慮し、機動警ら路線を定め、実情に即した活動が行えるよう配慮するものとする。

9 活動計画（第10条関係）

隊長は、関係する所属長と主として幹線道路上での交通情勢などについて緊密な連絡を取り、日別の実働人員、具体的な活動に際しての留意事項等を定めた活動計画を策定するものとする。

10 活動状況の報告（第11条関係）

隊長は、交機隊の毎月の活動状況を警察本部長に報告するものとする。

11 警察署員との連携（第12条関係）

隊員は、機動警ら中、活動区域内の警察署、交番、駐在所等に積極的に立ち寄り、交通情報その他特殊事情の把握に努めるとともに、相互に連絡協調を図るものとする。

12 応援要請（第13条関係）

所属長が、交機隊の特性を生かした交通安全対策等の支援活動を必要と認めるときは、次に掲げる手続により隊員の派遣を要請するものとする。

(1) 要請は、原則として急を要する場合を除き、派遣を必要とする日のおおむね2週間前までに、書面により隊長を経て警察本部長に行うこと。

(2) 要請は、次の事項を明らかにして行うこと。

ア 派遣日時（期間）及び場所並びに理由

イ 派遣を必要とする人員及び車両台数

13 交通関係法令違反事件の取扱い（第14条関係）

(1) 交機隊において取り扱う交通関係法令違反事件処理の基本を定めたものであり、交通関係法令違反事件と刑事事件(特別法違反事件を含む。)が競合する場合の事件処理は、原則として、当該事件を管轄する警察署長又は逮捕地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(2) 警察署長に依頼する被疑者の留置は、被疑者写真の撮影、被疑者指紋の採取等の措置を含むものとする。

14 交通事故の取扱い（第15条関係）

(1) 隊員が交通事故を現認し、又は認知した場合は、所要の措置を講じ当該交通事故の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(2) 隊員は、警察署員が交通事故現場等に到着したときは、それまでに執った措置、経過等について確実に引き継ぐものとする。ただし、事故及び現場の状況などから警察署員のみでは現場処理、捜査等が困難な場合は、積極的に協力するものとする。

15 刑事事件の取扱い（第 16 条関係）

隊員が刑事事件を取り扱った場合の措置要領を示したものである。

16 その他事案の取扱い（第 17 条関係）

隊員が前 3 条に規定するもの以外の警察事案を取り扱った場合の措置要領を示したものである。

17 緊急配備等の処置（第 18 条関係）

隊員は、緊急配備の発令等を認知したときは、この種事案の重要性に鑑み、直ちに所要の活動に移行すべきことを明記したものである。

18 教養訓練（第 19 条関係）

(1) 教養訓練とは、訓示、指示、教養、訓練等をいい、毎月 1 回以上訓練日を指定して行うことを義務付けたものである。

19 会議（第 20 条関係）

会議は、次の事項について行うものとする。

- (1) 交機隊の運用及び勤務の重点
- (2) 隊員の指導監督及び教養の重点
- (3) その他連絡調整

20 委任（第 21 条関係）

隊長は、交機隊の運用に必要な事項のうち、この訓令に定めのない細部の事項及びこの訓令の実施について必要な事項を細則等で別に定めるものとする。

附則（平成 30 年 2 月 20 日付け交機第 114 号）

この解釈及び運用基準は、平成 30 年 3 月 1 日から運用する。